

❌ 違反是正

はじめに

大津市は、日本最大の湖「琵琶湖」を有する滋賀県の南西端に位置する県庁所在地です。

平成15年10月には、京都市や奈良市などに次ぎ、全国で10番目となる古都保存法に基づく「古都指定」を受け、国指定文化財は全国第3位の件数を誇っています。その中には、世界文化遺産の比叡山延暦寺や、紫式部が源氏物語を起筆したといわれる石山寺があります。

大津市消防局の予防体制

大津市消防局は、消防局本部と4つの消防署と2つの分署、さらに4つの出張所で構成され

2交代制を敷いています。

予防体制は消防局本部に予防課があり、その内訳は安全指導係、設備係、危険物係及び調査係となっています。防火対象物の立入検査全般に関することは設備係が担当しています。

次に消防署の予防体制は、各消防署に日勤者が2名と隔日勤務者が4名又は6名、各分署にも予防担当として隔日勤務者が4名おり、隔日勤務者にあつては消防隊兼任となっています。

私も消防署で隔日勤務を行っており、予防業務として各種届出の処理、消防訓練指導、消防検査、立入検査及び設備相談そして違反処理を行っています。

管轄消防署の予防業務 消防隊兼任予防係員の日常から 違反ゼロを目指して

大津市北消防署 消防第2課予防係 米澤尚志

大津市北消防署庁舎(平成27年3月1日、北部地域総合消防防災センターとして竣工しました。)



日常の立入検査について

(1)管内防火対象物

当消防署は天津市北部を管轄しており、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物で査察台帳及び予防業務システムで管理している防火対象物は、平成29年12月末日現在1,874棟あります。

(2)立入検査の計画から実施まで

立入検査の実施方法としては、日勤者で実施するもの、当務分隊で実施するもの又は隔日勤務者が非番日に実施するものの3種類あります。

立入検査の計画は、消防局から示された査察重点実施事項に基づき、管轄消防署が防火対象物名等を具体的に特定した年間査察計画を樹立し、予防課へ報告しています。

防火対象物名称を特定することで管轄消防署及び消防局全体としても執行状況の管理が明確となります。

平成29年度については、以下の重点項目に沿って優先順位を付けて立入検査を実施しました。

ア 28年度までの基礎資料を基に違反公表要件を満たす防火対象物

イ 査察規程の中で重大違反に該当する防火対象物

ウ 消防用設備等の設置強化に係る経過措置期間中の防火対象物

エ 長期間査察未実施である防火対象物

オ 消防訓練を実施していない特定防火対象物

カ 消防用設備等点検結果報告が期間ごとに報告されていない防火対象物

また、未把握防火対象物についても立入検査を随時実施しており、特に屋内消火栓設備や自動火災報知設備の未設置違反の疑いがある防火対象物について優先的に行ってきました。

当消防署では平成29年4月から12月末までに実施した立入検査棟数は621棟となっており、年間査察計画に対する実施率は73.5%となっています。

(3)立入検査結果通知書の交付

全国的に立入検査実施者による即日交付が主流になっていると思いますが、当消防局では、



ドローンによる空撮(北消防署上空東側)

後日、署長名にて立入検査結果通知書を交付します。即日交付に比べ交付までに時間を要しますが、複数の目でチェックするので違反指摘事項や、その根拠法令についても検討することができます。

その結果、誤りのない立入検査結果通知書を交付することができ、最終的に迅速な違反処理へとつながります。

(4)立入検査後の進捗管理

立入検査の大きな目的は検査時に現認した法令違反の改修です。ですから、立入検査結果通知書交付後の指導が重要です。

中でも、立入検査から改修完了までの進捗管理を特に重要な作業として位置付けています。

当消防局では各消防署で『立入検査・違反処理等進行管理表』を作成し進捗管理を行っています。この表は立入検査実施から改修完了まで指導内容等を査察担当者各自が入力し誰もが進捗状況を一目で確認できるようになっています。

立入検査後の管理は検査実施者が各自で行っていますが、私たち兼任予防係員は勤務の都合上、非番、週休があるため検査実施者の他に日勤者が総括して進捗状況を管理し、検査実施者不在時に問い合わせ等があっても対応できるようになっています。

(5)改修完了への第一歩

改修完了への第一歩が改修(計画)報告書の提出です。この提出が関係者からの具体的な意思表示になるため、消防法令違反のあった防火対象物全てから提出を求める必要があります。

立入検査・違反処理等進行管理表

等点検結果未報告対象物を抽出し、それを係員ごとに担当を決めて改修完了までを個人目標として取り組んできました。

担当者は、電話連絡や防火管理新規講習の案内を送付するなど、個人で完結を目指すもので、改修が見られないものにあつては立入検査を実施するという方法を取りました。

公表該当違反の覚知と違反処理

当消防局では平成28年4月に重大違反を公表する違反公表制度を導入しました。

当消防署にあっては平成29年度12月末日までに公表制度に係る公表決定通知事務を11件、うち2件を14日後に公表、さらにそのうちの1件に対して3カ月後に警告書を交付しています。

私自身も5件を担当し、その中の1件が警告書交付となりました。今回はその事案についてご紹介させていただきます。

(1)分隊査察時の公表該当違反覚知

これは私が当務日に分隊査察を行った際に公表違反を覚知した事案です。

日 時：平成29年8月22日(火)

建物用途：(5)項イ 旅館

建物構造：鉄骨造スレート葺き2階建

耐火種別：準耐火構造

建築面積：716.54㎡

延べ面積：1,146.89㎡

今回、この防火対象物において公表該当違反の原因となったのは、旅館の1階部分に木造倉庫を増築し準耐火構造からその他の構造となったため、倍読み規定に抵触し建物全体に屋内消火栓設備の設置義務が生じたものです。

(2)関係者の反応

ところが、

「増築部分については10年以上前からありますよ」

との関係者からの聴取に、これまでの立入検査で増築部分を見落としていたことが判明しました。当然ながら関係者からは、

「今まで言われてこなかったのに、何で今になって」

と言われましたが、現認した以上放置するわけにはいきません。

分隊査察中に公表該当違反を覚知したので予防係長に電話で報告、そのまま調査へ着手しました。

この時、立入検査実施者3名のうち予防係員は私だけでしたが、公表手続きに必要な違反状況を記録するため寸法等の計測を速やかに実施しました。

(3)迅速な手続き

調査終了後、即日調査報告書の作成、併せて名宛人を確定するため登記事項証明書の取得申請手続きを行いました。

そして、消防局予防課へ報告するとともに今後の立入検査結果通知書及び公表決定通知書交付日について調整しました。

覚知翌日の8月23日(水)、私と予防係長は再度その旅館へ出向し、関係者へ違反指摘事項と違反公表制度についての説明を行いました。

違反公表制度については、私たちの広報が行き届いていないことも考えられ、一般の方に認知されていないのが現状であり、関係者に対して理解していただけるような説明を実施しました。

(4)公表決定通知書交付から公表まで

8月30日(水)、立入検査結果通知書と共に公表決定通知書を旅館経営者に手交しました。

この際に再度違反公表制度についての説明を行い、公表予定日は9月14日(木)であることを伝えました。

そして公表予定日の午前中、旅館に出向し現地確認を行いました。改修が認められなかったため消防局予防課に連絡し、当日午後には消防局ホームページにて違反事実を公表することとなりました。

(5)違反処理への移行及び事前準備

公表日以降も継続し是正指導を進めてきましたが是に至らなかったため、11月20日(月)に次の段階である警告書交付に伴う調査を実施する旨を電話にて通告しました。当消防局では警告前に違反調査を実施し違反の確定を行っています。

11月28日(火)に予防係内で検討会を実施しまし



違反調査前の事前検討会

警告書交付までの経緯

平成29年8月22日	分隊査察で公表該当違反覚知
平成29年8月23日	予防係長と再度出向違反公表制度と公表該当違反について説明
平成29年8月30日	立入検査結果通知書及び公表決定通知書交付
平成29年9月11日	改修(計画)報告書受理 内容：9月25日までに増築部分を切離す
平成29年9月14日	改修が認められず大津市消防局HPにて公表
平成29年11月20日	関係者と違反調査日の日程調整
平成29年11月28日	係内検討会実施
平成29年12月13日	違反調査実施
平成29年12月22日	警告書交付

た。違反調査日が12月13日(水)で関係者と調整がついたので、当日無駄なく調査を行えるよう調査員全員での情報共有、役割分担の徹底のために再度違反箇所、現場到着から見分順序、関係者への質問内容の確認を行い、併せて是正の方向性についても検討しました。

(6)見落としていた違反箇所

12月13日(水)9時から私たち非番者の予防係員3名と日勤者2名の計5名で違反調査を実施しました。

木造増築部分を除く建物構造は準耐火構造であることを関係者からの申告や資料等から確認

していましたが、老朽化のため一部改装されていた内装については8月の立入検査時に確認を怠っていました。

今回、改めて建物の外観から内部までを調査した結果、脱衣室の内壁が木板張りとなっている内装制限に係る違反事実を確認しました。

この件について、その場で関係者に伝え、増築部分が改修されても脱衣室の内装が規定に抵触し、結果、屋内消火栓設備の設置義務が生じることには変わりがないことを説明しました。

(7)違反調査終了から警告書交付まで

調査当日に前回の立入検査において見落としがあったため、関係者に説明するのに時間を要しましたが、事前に検討会を行っていたため違反調査を1時間半後の10時半に終了しました。

違反調査終了後、違反処理報告書を作成し、当該事案における履行期限を平成30年4月末日として、12月22日(金)に警告書を交付しました。

管轄消防署と消防局予防課との連携

当消防局では各消防署がそれぞれ主体となって違反処理を行っています。

消防局予防課は各消防署の立入検査及び違反処理の状況を管理し、時にはアドバイスする立場にあります。

そして、管理するためのデータとして各消防署から毎月の査察結果や重大違反の改修に向けた進捗状況を業務結果として報告しており、常に各消防署と消防局予防課が連携して違反是正に努めています。

特別なことは…

今回、当消防署の日常の査察業務や、違反処理についてご紹介させていただきました。

これを読んでいただいた全国消防本部の予防係員の方ならお気づきだと思いますが、私たちは特別な取組みは一切していません。

しかし、是正率100%には至らないながらも先に紹介した数字が出ているのは立入検査の計画から実施、実施後の改修完了までのチェック体制が機能していることにほかなりません。

大津でできるなら

先にも述べさせていただきましたが、私は消防隊兼任の予防係員です。来客対応中でも出動指令が入れば、

「すいません、今から出動してきます」と、来庁者に伝え出動しますし、日常的に消防訓練も実施しています。

『それでも予防業務はできる!!』

全国には当消防局と同規模の消防本部は多くあると思います。私はその消防本部の予防係員の方々に、

「大津でできるなら自分たちのところでも十分できるじゃないか!!」

とお願いしたいのです。それは立入検査に限らず違反処理についても同様です。

おわりに

近年の予防業務遂行には消防法だけにとどまらず、建築基準法や福祉関係まで幅広く知識が必要とされていることは言うまでもありません。

今回、私自身の見落としについても記述しましたのは、まさに他法令による判断が必要とされる事案だったこと、そして、この事案を踏まえて危機感を持って知識、技術の習得に励まなければならないと思ったからです。

『予防の知識、技術の習得に終わりはない!!』

『故に近道もなし!!』



日常の消防訓練

私たち予防係員の仕事に華やかさは全くありません。また、災害現場のように感謝や労いの言葉を掛けていただくこともほとんどありません。

しかし、地道なことを繰り返し、コツコツ積み上げていけばそれは結果として必ず現れます。

そして、そのコツコツ積み上げたその先にある『違反ゼロ』を目指して、日常の予防業務にこれからも邁進していきたいと思っています。

ご紹介させていただいた事案についても、関係者としてしっかりと向き合い履行について協議し、警告履行期限までに改修がされない場合は上位措置に躊躇なく移行し、利用者の安全確保のため消防が持つ権限を充分に活用していきたいと思っています。機会がございましたら、又ご紹介させていただきます。



琵琶湖上における消防艇「湖都風」と水難救助訓練